

入札参加要領

入札参加希望者は、公告、本参加要領、物件調書、財産売買契約書（案）を熟読し、現地の状況等を確認のうえ、申込みください。

1 売払物件

土地・建物

2 所在地及び数量

鳥取市大杵字小向 1 7 0 番 7 土地（宅地） 3 5 7 . 7 5 m²
建物（木造・一部鉄骨造平屋建） 1 5 3 . 9 1 m²

3 売払方法

一般競争入札

（最低入札価格 金 1 2 , 5 1 2 , 0 0 0 円）

4 日程

入札に関する日程は次のとおりです。

項目	日程
入札参加要領の配布	令和 8 年 9 月 1 7 日（木）から令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）
質問の受付期間	令和 8 年 9 月 1 7 日（木）から令和 8 年 1 0 月 9 日（金）
質問に対する回答期限	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）
申込期間	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）から令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）
現地見学会	令和 8 年 1 0 月 8 日（木） 午前 1 0 時
郵便等による入札書の提出期限	令和 8 年 1 1 月 9 日（月） 必着
入札	令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火） 午前 1 0 時
開札	全入札者の入札終了次第
落札後の契約締結期間	令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）から令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）

5 参加資格

次の各号のいずれかに該当するものは、入札に参加することができません。

- （1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- （2） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定による一般競争入札参加停止措置を本入札の公告日から落札日までの間に受けている者
- （3） 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- （4） 市税の滞納がある者
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係

を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) その他市長が不相当と認める者

6 質問受付等

質問の受付及び回答については次のとおりです。

- (1) 受付期間 令和8年9月17日（木）から令和8年10月9日（金）まで
- (2) 提出方法 電子メールにより、総務部資産活用推進課のメールアドレスまで送信してください。 Email : shisan@city.tottori.lg.jp
- (3) 提出様式 質問書（様式6）
- (4) 回答方法 提出された質問に関する回答は、令和8年10月16日（金）までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp/>）にて公表します。個別回答は行いません。なお、質問回答書は、本参加要領の追加又は修正として、参加要領と同様に扱います。

7 現地見学会

現地見学会の日程及び申込方法については次のとおりです。

- (1) 日 時 令和8年10月8日（木） 午前10時（雨天決行）
- (2) 場 所 現地
- (3) 申込期限 令和8年10月5日（月） 午後5時まで
- (4) 申込方法 電子メールにより、総務部資産活用推進課まで送信してください。
Email : shisan@city.tottori.lg.jp
- (5) 記載事項 メールの件名を「現地見学会の参加申込み」とし、本文に次の事項を記入してください。
 - ・会社名（個人の場合は不要）
 - ・氏名

- ・連絡先（電話番号）
- ・当日参加人数

※現地にて見学会を行いますので、可能な限り参加してください。なお、不参加の場合は現地見学会における各種事項について、全て了知されているものとみなします。また、不参加であっても入札の参加資格等には影響しません。

8 申込期間等及び入札日時等

申込期間等及び入札日時等は次のとおりです。

【申込期間等】

- (1) 申込期間 令和8年10月13日（火）から令和8年10月28日（水）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- (2) 申込場所 〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階
総務部資産活用推進課
電話（0857）30-8135 FAX（0857）20-3948
※申込みに必要な書類を直接持参し入札参加資格の確認を受けてください。なお、郵送等により必要な書類を提出する場合は（1）に定める期間内に提出し確認を受けてください。

【入札日時等】

- (1) 入札日時 令和8年11月10日（火） 午前10時
ただし、郵便等による入札書の提出期限は、令和8年11月9日（月）必着とします。
- (2) 入札場所 鳥取市役所本庁舎6階 会議室6-8

9 提出書類

申込みに必要な書類及び入札当日に提出する書類は次のとおりです。

【申込みに必要な書類】 ※総務部資産活用推進課へ直接持参か郵送等により提出してください。

- (1) 一般競争入札参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 入札保証金提出兼還付請求書（様式3）
※保証金返還先の預金通帳の写し（銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人が確認できるページ）を添付してください。
- (4) 市税滞納なし証明
※取得できない場合は事前にご相談ください。
- (5) 【個人の場合】印鑑登録証明書
※共有の場合も含め、個人の場合で公的な写真付身分証明書の写しを提出する場合は省略することができます。
【法人の場合】印鑑証明書
- (6) 【個人の場合】住民票抄本及び身分証明書

※住民票は、本籍地が記載されているものを提出してください。

※身分証明書は、本籍地の市町村で発行することができます。

※在留外国人の方は、法務局で発行される成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明」が必要です。詳しくは法務局でご確認ください。

【法人の場合】 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

※（１）～（３）は必要事項を記載、押印（実印）してください。共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の連名で記入してください。なお、個人の場合で（５）に代えて運転免許証等公的な写真付身分証明書の写しを提出する場合は、認印でも可とします。

※（４）～（６）は提出前３ヶ月以内に発行されたものに限ります。共有名義での登記を希望される場合、全員分をご提出ください。

【入札当日に提出する書類】

（１） 入札書（様式４）

※郵便等による入札を行う場合は、次のとおり提出してください。

ア 入札書は「入札書」と明記した封筒に入れ密封し、これを「入札件名」を明記した封筒に入れ、令和８年１１月９日（月）必着で総務部資産活用推進課に送付してください。

イ 送付に当たっては、公告３（２）に掲げる方法により送付するものとします。

ウ 入札保証金の納付を確認するため、入札保証金の領収書（金融機関が収納した旨を表記した納付書）の写しを併せて提出してください。やむを得ない理由により同封できない場合は、ファクシミリ等でその写しを送付することができます。

エ 代理人により郵便等による入札を行う場合は、委任状を同封してください。

（２） 委任状（様式５）

※代理人により入札する場合に必要となります。委任者の印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用してください。なお、郵便等による入札を行う場合は（１）によります。

（３） 入札保証金の領収書（金融機関が収納した旨を表記した納付書）の写し

※郵便等による入札を行う場合は（１）によります。

（４） 印鑑

※申込者本人が入札される場合は、一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のもの

※代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同一のもの

10 入札保証金

入札参加の申込みをされた者は、入札までに入札保証金を納付しなければなりません。入札保証金の納付及び返還に関する事項は次のとおりです。

（１） 入札保証金は、入札しようとする金額の１００分の５以上の額を納付してください。

（２） 入札保証金は、市が発行する納付書により所定の金融機関で納付してください。納付書は、入札参加申込時に提出された入札保証金提出兼還付請求書（様式３）記載の金額に基づき、市が交付します。郵便等による入札を行う場合は、納付書を別途送付しますので、納付書記載の金融機関において、原則、入札書の郵送に先立って納付してください。

※入札参加には、入札保証金の領収書（金融機関が収納した旨を表記した納付書）の写しが必要です。

- (3) 入札保証金は、落札者以外の方には、開札終了後ご指定の銀行口座に返還します。（申込者本人の口座をご指定ください。）入札保証金の返還には入札後1か月程度かかりますので、ご了承ください。なお、返還する入札保証金には、利息は付しません。

1.1 入札にあたっての注意事項

入札にあたっての注意事項は次のとおりです。

- (1) 入札は、所定の入札書（様式4）により、作成してください。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入のうえ、本人が入札する場合は一般競争入札参加申込書に押印された申込者印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状の代理人使用印に限る。）を必ず押印してください。
- (3) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を使用して最初の数字の前に¥を記入してください。
- (4) 提出済みの入札書は、その理由がいかんに関わらず、差し替え、変更又は取消しをすることはできません。
- (5) 入札開始時刻（令和8年11月10日（火） 午前10時）に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

1.2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者が入札したもの
- (2) 委任状を提出せずに代理人が入札したもの
- (3) 「10 入札保証金」に定める入札保証金を納付しないもの及び入札保証金の額が入札書の金額の100分の5に満たないもの
- (4) 一般競争入札参加申込書の申込者印と異なる印鑑を押したもの
- (5) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印したもの
- (6) 入札書の金額を訂正したもの
- (7) 入札書の記載事項が不完全なもの又は入札書に押印のないもの
- (8) 一人で2通以上の入札をしたもの
- (9) その他入札条件に違反したもの

1.3 開札

開札は、入札者（郵便等による入札を行う者は除く）の面前で行いますので、立会いしてください。

1.4 落札者

落札者は、最低入札価格以上でかつ最高のものをもって決定します。ただし、同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。同価格の入札者が郵便等による入札を行う者である場合は、入札事務に参加していない職員が入札者に代わってくじを引きます。

1 5 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内（休日を除く）に契約を締結しなければなりません。落札者が契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。なお、収入印紙等売買契約の締結に要する一切の費用は落札者の負担とします。

1 6 契約保証金

落札者は契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。この時、落札者が納付した入札保証金の一部をこれに振替、不足分を納付することとします。

1 7 代金の支払

売買代金は、市が発行する納付書により、市の指定する期日（契約日から30日以内）までに全額一括して支払わなければなりません。

1 8 登記

売買物件の所有権移転登記は、代金が納付された後、市が行います。なお、登録免許税等登記に要する一切の費用は落札者の負担とします。

1 9 用途制限

落札者は、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはなりません。また、落札者は、第三者に対し売買物件を貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合には、当該義務を書面によって継承させ、当該第三者に対し当該義務を履行させなければなりません。なお、この公告の財産の売却にあたっては、用途制限のために引渡し日から10年間の買戻し特約の登記を行います。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するものの用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はこれに類するものの用途

2 0 実地調査

実地調査及び報告に関する事項は次のとおりです。

- (1) 市は、「19 用途制限」の定めに関して、市が必要と認めるときは実地調査し、又は必要な報告を求めることができますものとします。
- (2) 落札者は、市から要求があるときは、売買物件の利用及び処分状況等について、事実を証する資料を添えて市に報告しなければなりません。
- (3) 落札者は、正当な理由なく上記（1）、（2）に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはなりません。

2 1 違約金

落札者は、次の各号のいずれかに定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める額を違

約金として市に支払わなければなりません。

- (1) 「19 用途制限」に定める義務に違反したとき：売買代金の3割の金額
- (2) 「20 実地調査」に定める義務に違反したとき：売買代金の1割の金額

2.2 返還金等

返還金等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 市は、「19 用途制限」の定めに関して、売買物件を買戻すとき、乙が支払った売買代金を返還します。ただし、当該返還金には利息を付しません。
- (2) 市は、「19 用途制限」の定めに関して、売買部物件を買戻したとき、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しません。

2.3 契約不適合責任

落札者は、契約締結後において、売買物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、履行の追完又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に市に対して協議を申し出ることができるものとし、市は、協議に応じるものとします。

2.4 その他注意事項

その他の注意事項は次のとおりです。

- (1) 売買物件の引渡しは現状有姿とします。現地見学会を行いますので、現況を確認してください。
- (2) 物件調書においても、売却に係る条件等が設定されていますので、遵守してください。
- (3) 売買物件の引渡し後、騒音や振動等によって近隣住民等に迷惑がかからないように十分配慮してください。売買物件の利用に関して近隣住民等との調整等が生じる場合は、すべて落札者の責任において対応してください。
- (4) この要領に定めのない事項は、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めにより処理します。

○地方自治法施行令（抄）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。